

インドネシアにおける2026年施行の 最新特許出願規則の完全ガイド



GIP Indonesia 代表
インドネシア弁護士

Emirsyah Dinar（エミルシャ・ディナール）

インドネシア共和国政府は2026年2月、特許出願に関する2026年法務省規則第6号（以下「本規則」という）により、知的財産総局（DGIP）における特許出願の手続面の規則を刷新した。この新たな規則は、インドネシアの特許行政における重要な進展を示すものであり、知的財産制度の効率性、透明性および法的確実性を高めるためのインドネシア政府による継続的な取り組みを反映している。本規則は、特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する2024年法律第65号に基づく特許法の改正を実施するための規制枠組みとして機能する。

本規則は、インドネシアにおいて特許ポートフォリオを管理する特許出願人および実務家に実務的観点から影響する、手続上のいくつかの改善点および明確化を導入している。特に、出願手続、添付書類、およびDGIPにおける行政手続を含む、特許出願手続のいくつかの側面に影響がある。インドネシアが技術投資およびイノベーション主導の経済活動をますます惹きつけ続ける中で、これらの規制動向を理解することは、この法域において効果的かつ迅速な特許保護を求める出願人にとって不可欠となる。

以下、当該規則を詳述する。

1. 出願のための最小限の情報および文書要件

本規則第2条は、特許出願の際に提出が必要な最小限の情報を規定している。これらの要件には、以下のものが含まれる。

- a. 出願の年月日
- b. 発明者の氏名、完全な住所、および国籍
- c. 出願人が法人でない場合、出願人の氏名、完全な住所及び国籍；
- d. 出願人が法人である場合、出願人の名称及び完全な住所；
- e. 代理人を通じて出願がなされる場合、代理人の氏名及び完全な住所；
- f. 発明の名称；

- g. 優先権を伴って出願がなされる場合、第一国出願の国名及び出願日；
- h. 特許協力条約（PCT）に基づいて出願がなされる場合、特許協力条約（PCT）番号及び国際出願日。

さらに、出願明細書には次の事項が含まれる必要がある。

- a. 発明の名称；
- b. 発明の詳細な説明；
- c. 保護を求める範囲を定義する特許請求の範囲；
- d. 発明の要約；
- e. 図面（発明の理解に必要な場合）；
- f. 委任状（知財弁護士／代理人を通じて出願が行われる場合）；
- g. 発明に関する権利譲渡書（発明者でない者が出願する場合）；
- h. 所轄官庁により発行された小規模又は零細企業、教育機関、又は政府の研究開発機関であることを証明する証明書（出願人が当該区分に該当する場合。ただし国内法人にのみ適用）；
- i. 微生物寄託証明書（発明が微生物に関する場合）；
- j. 遺伝資源及び／又は伝統的知識の由来に関する出願人の陳述書（発明が遺伝資源及び／又は伝統的知識を含む場合）。

2. 「発明の詳細な説明」における下位区分及び配列表

a. 技術分野

発明が関連する技術分野についての説明および解説を記載する。

b. 背景技術

発明の技術的背景について、出願人の知るところの説明は、発明を理解し、調査し、審査するために必要である。

この項では、技術的背景の一部を構成する先行文献に言及することもでき、また、同じ分野の既存技術と比較した場合の本発明の技術的利点および効果についての説明を含めることもできる。

c. 発明の簡単な要約

発明の実施形態およびその実施方法を説明する簡潔な説明を記載する。

d. 図面の簡単な説明

図面に関する簡単な説明であり、出願に図面が含まれる場合に用いられる。

e. 発明の詳細な説明

本発明を実施する少なくとも1つの例について詳細な説明を記載する。必要に応じて、説明は添付図面に言及してもよい。発明の性質上、技術的な説明のみでは説明しきれない場合、本発明が産業上どのように適用されるか、または実用に供し得るかを説明する。

f. 配列表

必要に応じて、国際規格に適合する形式で提供され、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）で提出される配列表を含める。

3. 英語版およびインドネシア語版の両方の翻訳文の提出

規則第7条は、特許明細書が英語以外の外国語で作成されている場合、出願人は、出願日から30日以内に英語およびインドネシア語の翻訳文を提出することが求められると規定している。この翻訳文の提出については期間延長は認められないことに注意が必要だ。

4. 国内移行期限および延長

規則第37条によれば、インドネシアを指定する特許協力条約（PCT）に基づいて出願された特許出願に関して、国内段階移行のための書類を、以下のいずれか早い方を起算日として31か月以内に、受理官庁としての大臣に提出しなければならない。

- a. 国際出願日; または
- b. 最先の優先日。

出願が31か月の期限後に提出された場合、出願人は、法務省における非課税国庫収入（PNBP）を規律する現行規則に従い、適用される手数料を支払うことを条件として、期間延長が認められ得る。その場合の延長期間は、国際出願日から算定して、出願期限の日から最長3か月である。さらに、最先の優先日から算定して、出願期限の日から最長12か月の延長が認められ得る。

上記延長期間を超えて出願された場合、その出願は受理されない。

5. 優先出願の提出期限および延長

規則第28条は、優先権主張出願の遅延提出を認めている。優先権を主張する特許出願は、優先日から12か月以内に提出されなければならない。しかし、出願が12か月以内に提出されない場合でも、例外として、期限後4か月以内であれば提出することができる。

ただし、この4か月の猶予期間中に出願する場合は、法務省の非税国家収入（PNBP）規則に従い、追加の政府手数料の支払いが必要となる。

いずれにしても、出願人は、優先日から16か月以内に優先権主張の基礎となる国からの優先権書類を提出できる状態にななければならない。

6. 早期公開

現行の公開手続はすでに旧来よりも迅速となっているが、本規則は、迅速または加速された公開を請求できると定めている。この請求は、追加の公的手数料を支払うことにより、出願日から3か月以内に行うことができる。ただし、この方法は優先権を伴う特許出願には適用されない。

なお、実用新案（Simple Patent）では、公開処理期間が当初より14日と非常に短い。

7. 早期実体審査請求

早期実体審査請求は、出願公告が行われる前で、かつすべての方式書類が完備している場合に、提出することができる。審査官は、出願公告後12か月以内に、拒絶するか許可するかの査定を行う。ただし、公告期間中に当該出願に対して異議が申し立てられた場合には、審査官には、当該出願を拒絶するか許可するかを決定するために、さらに18か月の追加期間が与えられる。

8. 優先実体審査

特許審査ハイウェイ（PPH）又はASEAN特許審査協力制度（ASPEC）を通じた優先審査の申請が、本規則に規定されている。申請のため出願人は以下を提出する。

- a. 二国間協力に基づく優先実体審査のための請求書；
- b. 請求項対応表；
- c. 二国間協力に基づき相手国によって発行された実体審査結果の写し；
- d. 相手国の実体審査結果で引用された先行技術文献の写し；
- e. 相手国において審査され、特許可能／登録可能と判断された請求項の写し；
- f. 適用される法令に従った所定の公的手数料の納付。

9. 実体再審査

これが本規則の最も重要な特徴である。本規則は、特許審判部による審判段階の前に、出願人が進むことのできる別の経路となる再審査ルートを導入した。実体再審査請求がなされると、出願は審査官によるさらなる審査の対象となり、審査官は請求から12か月以内に決定を出さなければならない。

実体再審査は、以下のタイミングで申請できる：

• 出願が拒絶されたとき

特許出願が拒絶された場合、特に当該発明が適用法令の規定に基づく特許要件を満たさないと判断された場合には、出願人は、さらに実体審査（第二次審査）を請求する機会を有する。再審査の機会を得るためには、出願人は出願番号、拒絶の詳細、発明者および出願人の情報、ならびに再審査を請求する理由などの主要事項を含む請求書を提出しなければならない。この請求には、書面による説明および関連証拠も添付して、拒絶通知の日から9か月以内に提出しなければならない。

再審査の結果、当該出願が特許要件に適合すると認められた場合、当局は出願人に通知する。その後、出願人には再審査結果の受領から3か月以内にさらに応答する機会が与えられるので、最終決定が下される前に残存する問題に対処することができる。

- 特許査定後に明細書、請求の範囲および／または図面の補正をしたいとき

特許査定後、出願人は、明細書、請求の範囲および／または図面を補正するために、実体再審査を請求することができる。この再審査は、翻訳の誤り、内容が不明確又はあいまいな箇所の明確化（発明の範囲を拡大しないものに限る。）、ならびに編集上又は誤記の訂正など、特定の事項に限定される。この再審査を請求するには、出願人は、主要な詳細情報（特許番号、出願人／発明者情報、及び訂正理由を含む）を記載した書類に、書面による説明、裏付け証拠、ならびに必要な応じて委任状を添付しなければならない。

この再審査請求は、特許の付与の通知日から9か月以内に提出しなければならない。この仕組みにより、特許権者は付与後に誤りを修正したり明確性を向上させたりできるが、保護範囲を拡大するためには用いることができない。

- 特許権付与の後

特許権が付与された後、特許権者は、かかる変更が特許請求の範囲を拡大しないことを条件として、明細書、特許請求の範囲、要約及び／又は図面の変更を行うために、実体的再審査を請求することができる。この請求を行うには、特許権者は、特許番号、出願人／発明者情報、及び請求理由などの重要事項を記載した書類を、書面による説明、証拠、原特許証書、年金納付の証明、ならびに該当する場合は委任状を含む添付書類とともに提出しなければならない。

この請求は、特許権発行の通知日から9か月以内に提出しなければならない。この仕組みにより、特許権者は、特許権付与後に特許を改良又は調整することができるが、その保護範囲を広げることは厳格に認められない。

- 出願取下げの後

特許出願が取り下げられた場合（第54条及び第55条）でも、出願人はなお、当該取下げにかかる出願について実体的再審査を請求することができる。そのためには、出願人は、出願番号、取下げ通知の詳細、出願人及び発明者情報、並びに再審査を請求する理由などの重要事項を記載した書類を提出しなければならない。

この請求は、取下げの日から2か月以内に提出しなければならない。これは非常に短く厳格な期限である。この仕組みにより取下げを覆す限定的な機会が与えられるが、そのためには迅速な対応と適切な理由付けが求められる。

- みなし出願却下の後

手続書類の提出不備を含むさまざまな理由により却下とみなされた出願は、再審査手続によって復活させることができる。請求は、出願却下とみなされた旨の通知の日から9か月以内に提出しなければならない。

10. さらなる法的救済

本規則第131条は、別の再審査の形として、特許審判部への審判請求による法的救済を規定している。例えば、審査後の特許付与／拒絶（第73条）、早期審査後の特許付与／拒絶（第81条）、および簡易特許出願にかかる特許付与／拒絶（第90条）において審判請求による法的救済の機会がある。

さらに、第131条第(2)項は、特許審判部へ審判請求の期限は、実体審査、早期実体審査、または再審査の決定の日から9か月であると規定している。審判請求人がその審判結果に満足しない場合は、特許審判部の決定の日から3か月以内に商事裁判所に対して訴えを提起することができる。

以上、インドネシアにおける2026年施行の最新特許出願規則についての詳細な解説を試みた。インドネシアで特許出願をする日本の出願人の一助になれば幸いである。

著者紹介

Emirsyah Dinar（エミルシャ・ディナール）

インドネシア弁護士

GIP Indonesia 代表

エミルシャ・ディナールは、GIP ASEAN インドネシア代表。AFFA Intellectual Property Rights Indonesia & East Timorのマネージングパートナーを務め、インドネシアにおける登録知的財産コンサルタントとしても活躍しています。

ニュージーランドのウェリントン・ビクトリア大学で学士号を取得後、インドネシアのガジャ・マダ大学を卒業。インドネシア、東ティモール、太平洋諸島において、国内外の多様なクライアントに対し、知的財産分野での支援を行っています。

【参考】 www.unitedgips.com



翻訳者

宮川良夫（みやがわよしお）

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエージェント

【参考】 www.unitedgips.com

